

# Saturday マネー道場

# 保険料控除 知って節税

年末が近づき、個人所得税の年末調整が気になる季節だ。生命保険に加入する個人も多いが、生命保険料控除制度を活用すれば、所得税や住民税の税負担が軽くなる。控除額は2012年以降の契約分では各枠の合計で、所得税は最大12万円、住民税では7万円となる。年末調整の前に、制度のしくみやポイントをおさえておこう。

生命保険料控除制度では死亡保険などの保険に支払った年間保険料のうち、一定の金額を所得税と住民税の課税所得から差し引くことができる。課税所得を減らすことで、税負担が軽くなるしくみだ。対象となる保険は死亡保険などの「一般生命保険」と、「個人年金保険」や「介護医療保険」がある。12年以降の契約分には新制度が適用され、各枠から所得税では最大4万円ずつ、住民税では最大2万8000円が課税所得から控除される。会社員がこの制度を利用するには、毎年の所得税額を精算する年末調整で生命保険料控除証明書を出さなければならない。毎年10月ごろに加入者の手元に届く。

証明書ははがきで届くのが一般的だ。ただ、住友生命保険では「スミセイ安心だより」、太陽生命保険では「ひまわり通信」、大同生命保険では「大同生命からのご案内」に同封されるケースもある。万が一紛失した場合は、保険会社に再発行を依頼できる。具体的な控除の例をあげてみよう。東京都の会社員、河

内里美さん(仮名、32歳)は13年8月に年間保険料がそれぞれ8万円と10万円の医療保険と個人年金保険に加入した。合計の所得控除額は所得税で8万円となる。注意が必要なのは、制度改正で控除額や対象となる保険が変わったことだ。以前の制度では介護医療保険の枠がない代わりに、一般生命保険と



年末が近づくと、保険料控除の証明書が届く

## 生命保険料の控除額

	所得税	住民税
一般生命保険	4万	2万8000円
介護医療保険	4万	2万8000円
個人年金保険	4万	2万8000円
最高控除額	12万	7万円

(注)2012年以降の契約分

## 控除額の計算方法

各区分	所得税		住民税	
	年間保険料の合計額	控除額	年間保険料の合計額	控除額
一般生命保険・ 介護医療保険・ 個人年金保険の 各区分	2万円以下	支払額	1万2000円以下	支払額全額
	2万円超～4万円以下	(支払額÷2)+1万円	1万2000円超～3万2000円以下	(支払額÷2)+6000円
	4万円超～8万円以下	(支払額÷4)+2万円	3万2000円超～5万6000円以下	(支払額÷4)+1万4000円
	8万円超	4万円	5万6000円超	2万8000円

(注)2012年以降の契約分

# 年末調整、夫婦分を合算

個人年金保険から所得税では最大5万円ずつ課税所得から控除された。たとえば、河内さんが10年6月に年間保険料が20万円の死亡保険に加入していたとする。その場合、死亡保険分には制度変更前のルールが適用され、所得控除額は所得税で5万円となる。13年に加入した個人年金と医療保険分を足せば、計算上の所得控除額の合計は13万円。ただ、最大の控除額は新制度が適用されるので、所得控除額の合計は12万円までとなる。配偶者の保険が控除対象に含まれることも覚えておきたい。東京都の会社員、吉川猛さん(仮名、34歳)は12年以前に契約した自身の終身保険と個人年金保険分をあわせて、所得税で10万円の所得控除を受けていた。ただ、配偶者の美田紀さんが13年1月に年間保険料が4万4000円の医療保険に加入。この場合、3万1000円の美田紀さんの控除額分とあわせると、吉川さんの所得控除額は最大の12万円となる。証明書は加入者宛てに届くため「自分の契約分が上限だ」と思っていた(吉川さん)という人も少なく、保障内容をしっかり確認する必要がある。(太真理子)